

21/5/24 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 オンライン学習会
「デジタル独裁国家化に抗う」

中川： ご参加されている皆様こんばんは。私です。今回の学習会の主催団体である秘密法と共謀罪に反対する愛知の会の事務局長をさせていただきます中川と申します。今回のテーマ、学習会ですね、「デジタル独裁国家化に抗う」ということで講師の海渡先生にこの後お話をさせていただきます。

ご多忙な中、講師を引き受けていただきました海渡先生、誠にありがとうございます。今回の学習会の企画の趣旨としては成立してしまいましたが、このデジタル庁法案ですね、法ですね、についてのその危険性をですね、皆さんに、とにかくいち早く知らせて、反対する声を上げようという趣旨で企画させていただきます。

同じように非常に監視国家化に繋がるということで重要土地等調査規制法の問題などについてもお話いただこうと考えております。その実際その反対する行動を起こそうという意味ではですね、後でもご案内するかとは思いますが、5月30日にですね、そういったですね、集会和デモ行進を名古屋で行いたいと思っております。

後でもご案内はしますけれども、こちらについても、皆様ぜひ予定していただいておりますので、ご参加いただければと考えております。司会があまり話してもいけないと思いますので、ちょっとこの後お話いただく講演の際に留意点をですね、聞く際の留意点を2点ほどお願いしたい、ご案内したいと思っております。まずですね、すでにログインされている方については、チャット欄にレジメ、資料のですね、ダウンロード用のURLがですね、添付されていると思いますので、ここにアクセスしていただいて、レジメをダウンロードしていただけたらなと思います。

遅れて参加された方などのために時間をおいてチャット欄にレジメのURLなどとかを再送したいと思っておりますので、チャット欄からまずダウンロードするということをお忘れないようにお願いいたします。

もう一つですね、講演が約80分ぐらい、その後2、30分質問の時間なども設けておりますので、このズームウェビナーは視聴者の方は顔も映りませんし、発言もできないようになっていますので、チャット欄にですね質問は書いていただけたらなと思います。

ちょっとたくさん質問があった場合には、司会の私の方でちょっといくつかピックアップさせていただきますので、質問させていただくというような形にさせていただきたいと思っておりますのでご容赦ください。それでは早速ですね、講演の方を海渡先生にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

海渡： 皆さんこんにちは。

私が弁護士の海渡でございます。それでは今日のお話を始めていきたいというふうに思います。

今日のお話はですね 80 分という非常に長いんですけども、二つのお話をしたいというふうに思っています。

前半がデジタル監視法、デジタル情報の問題で、後半そうですね 50 分と 30 分ぐらいに割り振ろうかなと思ってんですが、重要土地規制法案の話の後半はしてみたいというふうに思っています。当時どちらも今の国会に提出されて、前者のデジタルの監視法案の方はもうすでに成立してしまいましたけれども、成立したからといってその問題点が、これから現実のものになっていくというふうに思いますので、それとどういふふうに戦っていったらいいのかという課題が、あるというふうに思っていますのでそういう話をしてみたいと思います。それでは始めさせていただきます。

あれ。すいません。

(全くできませんか。)

またできましたもう一度できるように、ちゃんとできてますよね。

大丈夫ですか。

(今の時点では見えませんが) 見えない。

見えないですか。あら拙いな。

ちょっと待ってくださいね。

もう一度画面共有してみますね。最初から、どうでしょう。

(はいできました。)

できました。

(一番前一番前に戻っていただいて)

これからやった方がいいですね。すいません。

まず最初にですね、監視社会におけるのプライバシーっていうのはどういうものかということなんですが、プライバシーっていうのはもともと、そっとしてもらう権利とかですね、要するに人から干渉されない権利のような、そういう位置づけをされることが多いと思うんですけども。

僕は今進んでいるこの IT 社会のもとで、個人のプライバシーを守るということは、人が自分の頭でものを考えて、その考え方を発信していくための最も民主主義の基礎になる、人格権の基礎になるそういう権利ではないかというふうに考えております。

そういうプライバシーが侵害されているというふうに感じるとですね、人は自由にその考えることすらできなくなってしまう、発言できなくなるんじゃなくて考えることすらできなくなってしまう。

今の日本の社会はそういうもう考えられないような市民を大量に生み出しつつあるんじゃないか。

そういうやばいことにはもう触れたくないというような心情と言うんでしょうか、そういうものが大量に醸成されているのではないかなというふうに思っています。

思い起こしていただきたいと思うんですけども、

2017年国会で共謀罪が一生懸命審議されていたときに、国連のですね人権理事会のプライバシー問題に関する特別報告者のですね、ジョゼフ・カナタチ氏が公開書簡を安倍首相に送りました。

この共謀罪法案というものが、非常に通常の刑事法に比べてですね、法的な要件が明確でないにも関わらずそれに対してプライバシーを保証するような仕組みが欠けている。確かに人間がどういうことを考えたかっていうことまで捜査の対象とするようなそういう法律ですから、このカナタチさんのご指摘というのは非常に正しい指摘だったというふうに思います。こういう監視システムというのは、使用前に法律によって定められていなければならないし、実際の監視が行われる前に事前の独立した認可を受けなければならないんだ。

そして個人の行動の意図的な監視というものは対象を特定して、その合理的な疑いがある場合だけ可能である。

そういう仕組みを作るべきだということを言われました。

今日本の社会の中で政府機関、警察、自衛隊とかそういうところがですね、市民をどういふふうに監視してるかということは、実はよくわかりません。わからないということ自身が大きな問題ですけども、でもみんな感じてるように、かなり広範な人々が監視対象にされているだろう。反政府的な意見を持つてる人は当然監視されているだろうというふうに思っておられると思うんですが、反政府的というよりですね、政府に少しでも批判的な意見を持っているような政治家、高級官僚、ジャーナリスト、そういった人たちが、この政府からはかなり厳しい監視の目にさらされているのではないかと。

その事の一角がはっきり出てきたのがですね、加計学園問題で、その前川文部科学前次官について彼が内部告発的ですね、記者会見をやるとうする直前にですね、政府のこの杉田和博官房副長官、まさしく警察官僚だった方ですが、呼び出されてですね、5月20日、21日二回にわたって読売新聞から取材を申し込まれた。

21日には文科省の後輩に当たる幹部から「和泉補佐官が話したいと言ったら応じるつもりがあるか」というふうに言われた。

「このときに考えさせてほしい」と応じたきり放置していたと。

そうしたところですね、彼の出会い系のバーに通っていたというそういうスキャンダルというものが、読売新聞の確か一面だったと思いますけれども報じられました。これはまさしく彼が記者会見するその当日だったというふうに思います。

ここだけでもいろんなことがわかるんですけども、前川さんがその後ですね毎日新聞の取材、かなり詳しいインタビューを受けてます。

監視されていたのはですね実は前川さんだけではないということ、前川さん自身が語ってます。

そういえば杉田さんに官房に呼ばれたとき「〇〇省の〇〇次官にもそういうことがあったよ」と言われたんです。

それでみんな尾行をされているのかなと思った。弱みを握られている人は役人だけではなくて、与野党の政治家の中にもメディアの中にもいるかもしれない、そう思いましたというふうに言ってるんですね。

確かにこのようなひどい事例というのが明らかになったケースというのは前川さんの件や望月衣塑子さんの件やいくつかありますけれども、なかなか表面化しません。

しかし、ここでやっぱり考えてほしいのは、こういった監視というものがなかなか表面化してこないというのはですね、この政府による脅しが功を奏して、内部告発しようと思ったり、きちんと意見を述べようと思っていた人がですね、黙り込んでしまって結局そういう意見が表面に出てこなくなっている。まさに脅しによる萎縮効果というのが功を奏してるんじゃないか、そういうふうに考えてみる必要があるんじゃないかと思います。

望月さんのケース。これもですね、週刊新潮が報じてるんですけども、官邸関係者の話としてですね、菅官房長官が官邸スタッフに警察組織を使って彼女の身辺調査をするように命じた。以前から法務省関係者警察官などに赤ワインを贈ることで食い込んでるという噂がある。ネタ元をリストアップしろ、取材用のハイヤーをプライベートで使っていたことはなかったか、こういうことまで調べようとしている。

確かに菅官房長官も今も首相になりましたが、望月さんの質問を蛇のように嫌っていたということは様々なインタビューのその瞬間をとらえたビデオでわかるわけですけども、裏ではこういうことがやられていたということは週刊誌報道の一角から浮かび上がってくるわけです。

ここですね日本のことを少し触れましたが、少し間口を広げて世界的な監視社会というのは今どういう方向に向かっているのかというふうに少し話を広げてみたいと思います。

これはちょっとですね日経新聞の少し前の報道ですけど、皆さん覚えておられるかと思いますが、南米のエクアドルですね国民ほぼ全員の 2000 万人分の個人情報に海外に流出したということを政府が明らかにしたという事件がありました。

アメリカにある IT 企業のノバエストラットというサーバーにですね、18 ギガバイト。このデータはですねエクアドルの人口を上回っているということで、死んだ人の情報も含んでるんじゃないかというふうに見られると書いてありますが、結局その銀行口座などに悪意のある集団がアクセスするために十分なデータが流出しているというようなことが報じられています。

全国民の個人情報、2000 万人の情報が 18 ギガですから、1 億人でもですね 100 ギガぐらいなんだなという、その 100 ギガだって大したことないですね。

今はもう本当にこんなちっちゃな、何て言うんでしょうね SSD とか、そのハードディスクに 1 テラ 2 テラなんてそんなものが、その入るわけなんでこういうふうにその個人情報というものが一気に漏洩してしまうというようなことが現実には起こっているということです。やっぱり、まず最初の取り上げるべきはアメリカの話じゃないかというふうに思うんですけども、アメリカのですねスノーデン氏の告発によると、アメリカではですね、情報機関が

どういシステムを構築していたかというですね、NSA 国家安全保障省ですけれども、
が、大手の IT 企業のサーバーから直接網羅的にデータを収集することができていた。
今もできてるんじゃないかと思ひます。

9 社、Microsoft、Yahoo、Google、Facebook、AOL、Skype、YouTube、Apple、
Paltalk どうもすごい IT ジャイアントですけれども、NSA はこれらの会社の保有するサー
バーなんか自由にアクセスすることができて、Facebook のチャットや Google の検索履歴
やフメールなども傍受することができた。

結局、ターゲットとされた人物はですね、この XkeyScore という XkeyScore を使ったシ
ーンというのは、「スノーデン」というオリバー・ストーン監督が作った映画の中で出てき
ますけれども、その人の生年月日と名前を打ち込むとですね、その人が現実に送っているメ
ール、Google の検索で、そういうものが一気に見えてしまうんですね。

Google っていうのは Google のあのシステムっていうのは、公表されてるデータを瞬時に
世界中から検索で知ることができるわけですが、そうじゃなくてネットで流通しているあら
ゆるその情報の中からその人に関連する情報というものは一気に取り出せる。

実際 NSA の傍受システムの中には、プリズム以外にアップストリームによる傍受、光ファイ
バーケーブルの情報を全部集める。

またですね CNE というそういうシステムもあったようですが、対象ユーザーのパソコンを
マルウェアに感染させて全てのキーストローク閲覧画面などを監視すると、こういうものも
あるようです。

NSA は全世界の 5 万人から 10 万人、10 万台のパソコンをこのマルウェアに感染させるこ
とに成功していた。この 5 万人から 10 万人の中に日本人がどれくらいいるんだろうなんて
ことを考えます。

こういうふうに個人情報が集められるということによってどういうことが帰結されるかな
んですけども。

イギリスのですね EU 離脱をめぐる国民投票のとき、それから実はトランプさんの大統領選
挙のときにも同じようなことが起きたというふうに言われていますが、このイギリスの件の
場合はですね、選挙キャンペーンを行う会社が約 8000 万人分の Facebook の個人データ
を買ってですね、そしてケンブリッジ・アナリティカっていう会社ですけども、個人の属
性に対応したターゲット広告をやってその投票行動をコントロールしようとしていた。

こういうことが起きて、こういう工作が行われていなければ、イギリスの EU 離脱というよ
うなことも起きなかったかもしれないというふうに言われています。

この件はイギリスの情報コミッショナーがですね、ケンブリッジ・アナリティカ社の家宅捜
索まで行ってデータサーバー押収するというようなことにもなりました。

ケンブリッジ・アナリティカの親会社がフェイスブックに 27 万ドルを支払ってこういうビ
ッグデータを買っていたということもわかってきている。その SNS 上の行動を知ること、
それによって個人をプロファイリングし、ターゲット広告を行うことによって世界の行方を

左右するような選挙の結果すら左右できるこういうことが起きうるんだ、現に起きていたんだということはわかってきているわけです。

次に中国の話ですけれども、中国は監視カメラ、ネット監視、あとはスコア制度。こういったものによって急速に監視社会システムを構築して、これを発展途上国に売り込み始めているというふうに言われています。世界 120 都市の防犯監視カメラの設置状況ということですね、上位 10 都市のうち 8 都市は中国だということなんですね。

少し前のアメリカのフォーリン・ポリシー誌に掲載された「ビック・ブラザーがベオグラードに来た」という記事。

これはですねなかなか興味深い記事ですけれども、2014 年にベオグラードで子どものひき逃げ死亡事故を起こした犯人が中国に逃亡した。セルビア当局が中国に犯人の顔写真を送りました。

その後わずか 3 日でですね、中国国内に潜伏していたこのひき逃げ犯人は検挙されたということです。

まさしく、この顔認証システムを装備したんですね監視カメラシステム、これによって広い中国の国内からですね、このひき逃げ犯人がわずか 3 日で発見された。

この高い捜査効率に驚いたセルビア政府はですね、中国のファーウェイ社と契約して今後 2 年間のうちにベオグラードに 1000 台、1000 台というとまだ大したことないですが、高性能監視カメラを設置する計画だというふうになっています。別の記事ニューズウィークの記事によるとですね、この中国の AI 監視システムというものを導入しようというふうに決めた国はなんとすでにこの時点で 54 ケ国。今ももっとうんと増えているかもしれませんが、世界的な監視システム、これがアメリカ型と中国型とあるわけですけれども、日本はアメリカ型の末端に位置づけられてるんじゃないかという感じがしますけれども、中国型のこの監視システムを導入しようとする国も非常に増えているというふうに言えると思います。

スマホの 5G 技術をめぐるアメリカと中国の覇権争いというのも実はこのデジタル監視システムにおける覇権というものをめぐる争いなのかもしれないというふうに考えられます。ただ日本でかなり売れたですね「幸福な監視国家中国」という本がありましたけれども、こういう本はこの本自身非常に問題があるんですけども一部の真実は書かれてるんじゃないかと思うんですけども、こういう監視システムというものを中国の国民のですね、かなりの割合の人たちが歓迎してると。

これによって社会信用システムによって便利で安全な社会がもたらされた、市民を監視するためのものではない。市民が快適に生活を送るためのものなんだとこういうふうに考えている、そういうふうに言われています。

しかしですね、中国で少数民族に位置づけられた人たちウイグル族やチベット族、実は労働組合活動などはですね、マルクス主義を研究しているような青年なんかは少数民族のようですけども、政府の価値観と異なる思想を持っている人は徹底的にマークされて、社会生活を送ることすらできなくなっていく。

逮捕されるというのも単純ですけれども、そのお金を借りることもできないし、家を借りることもできないし、そういうような状況に陥っていくというふうにも言われています。香港で起きていること、これは論じ始めると非常に深刻ですけれども、2020年の6月、国家安全法というものが制定公布されました。そしてこの法律違反を理由にデモに参加していた人だけじゃなくて、著名な活動家、報道機関の経営者などまでが逮捕されております。報道関係者に対する有罪判決なども出されたというようなことなんですけど、この法律を見てみるとですね、自由権規約は、その香港にも適用されるなんてことは書いてあるんですが、その次に何が書いてあるかというところ、国家分裂罪とかですね、国家政権転覆罪、外国または域外勢力と結託して国家の安全を害する人とか、簡単に言うと香港の独立を主張したらそのことだけで犯罪になる。中国政府、香港の行政当局を批判することも、そういう表現そのものが犯罪化される恐れがある。

また、そのアメリカ、ヨーロッパや日本などのその民主主義を愛好する勢力の支援を求める声、これもこの外国または域外勢力と結託して国家の安全を害する行為というふうにも言われてしまうんじゃないか。

しかもこの法律に基づく手続きというのは、香港政府がその担当する裁判官を指名できることになってしまってるんですね。

もう司法の独立なんてのは存在しないようなシステムになっていきますし、基本的に普通の犯罪においては、よっぽど重い犯罪除いて保釈を許すことは原則なはずですけども、この国家安全上違反の事件については原則として保釈は許さないというような仕組みができてしまっています。この香港での状況というのは皆さん非常に深刻にずっと見ておられたと思うんですけども、この香港市民の自由を求める絶望的と書いてしまいましたが、戦いというのは実は世界中でですね、監視社会の圧力のもとで黙らされようとしている人たちの戦いの最前線となっているというふうに私は感じております。

他方でですね、今中国とアメリカの話をしたわけですけどもですね。

ヨーロッパはどうか。

ヨーロッパはちょっとこういうふうにする人もいるかもしれませんが、そのGAFAMみたいなものがないと、だからそれに対抗するために、EU当局がこのGDPRを作ったんだっていうような意見もありますけれども、その監視社会化を個人の尊厳やプライバシーという、その個人の人権ですねこれをテコして法的に規制しようとするそういう明確な方向性を打ち出しているというふうに思います。

一般データ保護規則GDPR、これはですね、個人情報の処理についてIPアドレスやクッキーのようなオンライン識別子も個人情報とみなすと。

企業は個人情報を取得する場合に、自らの身元や連絡先処理の目的、第三者提供の保管期間などについてユーザーに明確に告知して、同意を得なければならない、勝手に情報を集めてはいけないってことになったわけですね。

また、個人情報を使用する目的を達成するために必要な期間以上に個人情報を保持してはならない。

こういうことは非常に大事なことでですね、こういうこと自身が日本の場合にはまだきちっと決められていないと思いますが、こういう規制を導入しようとしたわけです。

もし GDPR に違反したときは、最大で企業の全世界年間売上高の 4% 以下、あるいは 2000 万ユーロ以下のいずれか高い額の罰金を科すことができるような非常に厳しい規制になっているわけです。日本政府はですねいろんな機会に表面的にはこの GDPR に準拠して個人情報保護を保護していくんだというふうに言っていますけれども、今回成立したデジタル庁とその関連法案というものは明らかに個人情報保護よりは、IT を共通仕様化して、IT 企業の利益になるように前のめりになっていることは明らかではないかと思います。

アメリカと中国二つの大きな監視社会システムが出来ようとしているわけですがけれども、日本はこのアメリカ型の末端に組み込まれていくというふうに、一般的には見られるわけですがけれども、自民党の一部には、中国の監視社会が非常に高い効率性を持っているということでこれを賛美してこれに追随しようという意見を公然と言っている方々もいます。

昨年成立したスーパーシティ、スマートシティとも言いますが、この推進の陰には、中国のこのスーパーシティ広州、こういうものを見習おうという勢力が存在していることも見過ごせない点ではないかと思います。

私は、GAF A、ファーウェイ、テンセント、アリババこういうジャイアント。日本は何でしょうかね、楽天ぐらいがあるかもしれませんが、米中に追随するのではなくて、ヨーロッパの GDPR 戦略というものをテコにして、自由と民主主義を守る途の方を選択してほしいというふうに考えるものです。

ここでデジタル監視法の話に入っていきますが、この法案は簡単に言うとですね、共通仕様化する地方、国、そして企業、こういうものの IT 仕様を共通化していく、そして情報の紐づけによって捜査機関と他の行政機関、地方自治体、銀行などこういうものの情報共有を即時に可能にするようなそういうシステムを作ろうとしているんだというふうに思います。

情報の第三者提供を認める個人情報保護法の例外規定。この部分はもともとざる法だったわけですがそれが今回そのまま IT が共通仕様化されたにもかかわらず、この部分厳格化するというような対応はされませんでした。

これまで必要とされてきた捜査照会によるひと手間すら省略して警察などの調査機関のコンピューター上のキー操作だけでですね、この共通仕様化されている情報の中から、捜査上必要な情報を瞬時に呼び出すことができるこういうシステムが作られる可能性があるのではないかと考えるわけです。

警察は運転免許システムという最大の個人情報システム管理にしてきたわけですがけれども、厚労省が所管してきた保険証システムとともにこれをマイナンバーシステムのもとに統合しようとしています。

また公的給付のために銀行口座とマイナンバーを紐付けにして、同意を条件にするとは言っていますけれども、国に届け出ることが半ば強制されるようなシステムになるだろうと思います。

このデジタル庁は内閣に置かれるわけですがけれども、警察のですね出先とみなせる内閣情報調査室とかなり緊密な関係を持つことは予測されます。

今回の法案の中に言葉としては盛り込まれませんでしたけれども、政府のペーパーの中にはですね、データ共同利用権というものを設定する必要があるんだというふうなことが書かれています。

データ主体、本人の同意やプラットフォーム事業者、公的機関等のデータフォルダによる許諾だけに基づくのではなく、データの取得方法管理主体データの利用目的に鑑みて相当な広域性がある場合には、データの共同利用を進んで認めていくべきだというふうなことが書かれています。

まさしく個人情報保護法にあった必要性相当性といった要件を柔軟に解釈してですね、こういうデータ共同利用を大幅に押し進めようというそういうことが目的とされているのではないかというふうに疑われるわけです。

同意原則が骨抜きにされてしまう危険があるということです。

これが改正個人情報保護法の69条ですがけれども、確かにここに最初に本人の同意があるときってということが書いてありますけれども、この2項3項ですね、2項を読んでみると、行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で、保有個人情報の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

必要で相当な場合だけなんです、これ言ってることはですね、他の行政機関等についてもですね、必要な限度、そして相当性なり、相当な理由があるということで、結局同じようなことが書いてあります。

この法案の中でですねもう一つ大きな危惧が持たれるのは地方自治との関連です。

地方自治体が長い期間をかけて築いてきたですね個人情報保護条例などの仕組みがですね、今回のこのデジタル法によってリセットされるというふうに政府は答弁しました。リセットされるって言葉どういう意味か簡単に言うと、基本的に全てなくなるってことですよね。実際その各機関自治体に分散管理されていた個人情報が集管理されて、地方も全て共通仕様化される。このこと自身が、個人情報保護条例、こういうもので積み重ねてきた運用をできなくしてしまう。

国会でも非常にここが大きな争点になった部分ですが、答弁でですね、決して自治体が独自の規制を行おうとすることを完全に否定するわけではありませんと、できるだけカスタマイズをしなくてもですね、独自のサービスが提供できるように努力してまいりますみたいなことは答弁しています。

しかしですね、共通仕様化された中で地方自治体が自治体独自の対応しようとする、当然システムもそこにカスタマイズする必要がある。

じゃそれについての費用は国が出してくれるのかということですね、そういう財政的な裏づけというものは、全く法案の審議の中では示されなかったわけです。

また自治体もですね今今後個人情報保護委員会の監督のもとに置かれることとなります。

国の意向を受けてですね個人情報保護委員会が、自治体を支配、統合するようなそういう運用を行えばですね、これは地方自治体の条例制定権こういったものを否定することになるのではないかと。

そういうことも危惧されるわけです。

またこういう指摘もありました。整備法案の中にはマイナンバー法を改正して、従業員の転職時に使用者間で特定個人情報の提供を認める。一応本人の同意はとるといようなことになってるんですけども。

これは経団連の強い要望で入った制度のようですけども、ちょっと考えていただくと企業に採用をしてほしいということで、面接に行って、一応内定が取れたと、ついてはあなたの前職のときの個人情報を取り寄せたいと思いますけど同意していただきますねと聞かれてですね、いやいや困りますっていうと、やっぱり何か不利益を受けるんじゃないか、とても同意しないというような選択はできない。

そういう仮に同意を要件としていてもですね、前職の労働条件、勤怠そういったものが全部明らかになるってことは非常にその労働者にとっては少なくとも、不利益というか不安ですよ。そういうことが危惧される規定だと言えらると思います。

また、医師や看護師、税理士などの32の国家資格についてはマイナンバーの登録を義務付けるという制度が目論まれています。税理士は登録義務付けて、幸いにしてかどうかわかりませんが弁護士はまだそこまでいってないんですけども、でもこの制度ができてですね、簡単にする、そういうふうに政令を変えてですね、そういうふうになるかもしれないなと思っています。

なぜこういうマイナンバーの登録が義務付けることが必要かということ質問するとですね、これは政府は災害対策のためだというふうに説明するわけですけども、これは安全保障、軍事上の動員が目論まれている可能性があるというふうに考えざるを得ません。

引き続いてデジタル庁がどんな役所なのかということにちょっと話を進めていきたいと思っています。

デジタル庁はですね内閣府にできたというふうに皆さん思っておられると思うんですけども、内閣府には金融庁とか消費者庁とかそういう省庁があって、そういうものがまた一つできたんじゃないのっていうふうに皆さん思っていると思うんですけども、実は違うんですね。内閣に設置されました。

内閣と内閣府も一字違うだけなんですけども、結構大きな違いがあります。

そしてこのデジタル庁のですね職務にはデジタル社会の形成に関する内閣の事務を、内閣官房と共に助けるぞという、そういう業務がつけ加わっています。

これちゃんと読んで皆さん意味がわからないかもしれませんが、普通デジタル庁はですね、政府が使う情報についてはですね共通仕様化を図っていくんだということのために作られる省庁だというふうに、普通に理解されてるわけですけども、もちろんそれもね、そういうデジタル社会の形成に関する重点計画とか入ってはいるんですけども、デジタル社会の

形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助ける。要するに内閣の必要に応じてですね、情報集めてきて内閣を助けるというふうに読めないでしょうか。

そしてこのデジタル庁はですね、内閣総理大臣がトップなんですね。

各省庁の大臣がおりますけれども、内閣総理大臣をトップとする省庁というのは、今まで臨時的に置かれた復興庁などというのはありましたけれども、それ以外には例がありません。なんとこのデジタル庁には2人大臣がいるですね。内閣総理大臣とデジタル大臣。さらにデジタル官って人まで置かれるということになっています。

しかもですね、デジタル大臣は関係行政機関の長に対して勧告することができるんですね。そしてその勧告については、尊重しなければいけないということになっている。政府が出した図面ではこういうふうですねデジタル庁というのは、各省庁のですね、総合調整をするんだというふうに書かれていますが、実際にはですね、内閣総理大臣の隣にあって内閣官房の隣ですね、それ、それ以外の省庁に対して指揮監督権をよこしていく。地方自治体も含めてそういう省庁として位置づけられているのではないかと。まさしく内閣官房の中にある内閣情報調査室とともに内閣総理大臣を支え、官邸を支えて、政府組織全体を統制していくという役割が目論られているのではないかとというふうに考えられるわけです。

この間、安倍政権をそして菅政権のもとでですね、国家公務員法が改正されて、幹部職員の人事の一元化が図られて内閣人事局というものができました。

そして先ほどから名前が出てきている杉田さんがこの局長に就いて、とにかく高級官僚は官邸が全部決められるというそういうやり方になったわけです。これの続きで検事総長まで官邸が決めてしまおうということで、検察庁の改正案が大きな問題になったわけですが、各省庁そのものが内閣のもとに非常に力を弱められてですね、内閣化しているというそういう見方もあります。

しかもですね、このデジタル庁というのは非常に不思議な役所なんだろうということですね、デジタル庁には部も課もない組織と言われています。

こういう組織をアジャイル型組織というふうに呼ぶそうですけれども、確かに会社組織の中でですね、次々と仕事の内容を変えていかなければいけない。そういう場合にはこういうその実態がよく外から見えないような、そういう組織も有効な場合もあるのかもしれませんが。しかし、なんと500人もの人員を抱えるですね政府官庁が内部でどういう組織があるかは外から見えないような、そしてそのうちの百数十人が民間からの出向者で占められている。その民間からってというのはまさに大手のIT企業ですね、大手のIT企業の利害を背負ってきている人たちが政府の中で働いている。

そしてその夫々の人たちは特定の組織から組織化されてるのではなくて、アジャイル型でですね、日々カメレオンのようにその任務が変わっていくというそういう組織になっている。なんとなくね。CIAとか、MI6とかそういうものに似てるなというふうに思うのは私だけでしょいか。

4月に向けてですね、実は民間の人材が大量に採用されてるということなんですからけれども、総務省の問題などではですね、規制対象になっている放送局と省庁の人間が食事をしたって

だけで大変問題になりましたけれども、まさにIT企業、このシステム化を担う大手の企業と政府機関が日常的に一緒に仕事をしながらやる。これで本当に情報の民間への漏えいが防げるのか。

大手のIT系企業との癒着が避けられるのか、非常に疑問があるというふうに思います。

これは我々の仲間にデジタル監視法案化に反対する法律家ネットワークの若手の大住さんという人が作ってくれたマップですけれども、実はこういう組織、内閣総理大臣がいて、デジタル庁があってそして内閣、各省庁、地方自治体がある内閣総理大臣のその脇には内閣官房があってですね、こういう組織構成というものが目指されているのではないかと。

まさにこれデジタル独裁っていうふうに呼べるようなものが、これを作った政府機関の頭の中にあるほとんどではないかというふうに思うわけです。

このシステムによって、監視社会化が起こるのではないかとというようなことが野党議員から質問されたときにですね、平井卓也デジタル大臣は中国のような監視社会は非常に効率的だけれども、これは容認できないものなんだと。

日本は政府による情報の一元管理個人情報プライバシーが一番厳しい目で見ているので、監視社会化ということは全て想定していませんというふうに言うんですね。

しかし本当にこういうふうに言われてですね、それだけで安心できるかという問題です。

結局ですね、内閣総理大臣というのが、全ての権限を握る。

政府のトップにいてですね、その人が見たいと言えれば全てが見える仕組みになってるんじゃない、そして内閣総理大臣一人がだったらこんなことやれるわけないですから、その機能はデジタル庁がやる、そしてそれを分析するのは内閣情報調査室がやる。

そういうことが可能になるのではないかとということです。

実はですね今までも警察は捜査照会という仕組みでですね、たくさんの情報を入手してきました。検察庁が作った300の企業のリストってのがあるんですけども、ほとんどの企業がですね、警察が一遍のこの照会書を出してくれば個人情報を次々に提供していた。というふうに言われています航空鉄道、交通関係の会社、コンビニスーパー、家電量販店、携帯電話会社、こういうものが全部情報提供していたということなんですけれども、内閣情報調査室はですね、総理のその目、耳としての役割を担って政策決定プロセスを支援していく。まさに政策決定プロセスを支援していくというのは先ほどもデジタル庁の役割の中にも出てきていましたけれども、内閣情報調査室が情報を分析するときの元になるデータを集めてくる。

まさに内閣情報調査室のなんて言うんでしょう、別班みたいなものとしてデジタル庁が位置づけられているのではないかとというふうに考えられるわけです。

共謀罪や秘密保護法、さらに国家安全保障会議の設置法こういったものを一生懸命作ってきたのが、北村茂さんという内閣情報官ですけれども、彼がですね内閣情報調査室の新人採用の案内書に書いている挨拶にもありましたけれども、日本は安倍政権のもとで国家安全保障会議を発足させて、特定秘密保護法を施行した。

そしてテロ情報収集ユニットも発足していると、そして概ね週2回の定例報告のほか必要な場合には臨時の報告を行っている。

北村さんは安倍総理に最も多数回会っていた官僚だと言われてはいますが、総理を直接支え陰ながら我が国の安全の確保に貢献する誇りと使命感を得ることができる職業だというふうに述べられています。

なお、他方でですね参議院選挙のときに安倍首相に野次を飛ばしていた市民が単に野次を飛ばしていたというだけでですね強制排除されると異常な事件が発生します。

野党の党首が、野次を飛ばされていてその市民が排除されることは考えられないわけですね。だけでも、警察というのは本来政治的に忠実でなければなりませんから、首相が行っている演説だけをこう言った形で守るというのはまさに警察の中立性を侵害しているわけです。だけでもう、内閣情報調査室というのは警察ではない。したがって警察法の2条の適用もない。

だからそういうことも可能なんだと。

官邸ポリスという言葉がありますけれども、官邸ポリスは警察であって警察でない、政治的に中立的でなくていい警察というふうに位置づけられているのではないかと思います。

この間にこのような今回、名古屋の愛知の皆さんの中には、この大垣署事件に取り組みされている市民の方々がたくさんいるんじゃないかと思えますけれども、市民団体が警察によって継続的に監視される。企業に警察から情報が提供される。

そういったことが起こっていたわけです。

「官邸ポリス」という面白い本がありますけれども皆さん読んでみられましたでしょうかね。この本の中にこういうくだりがあるんですけども、財務次官のセクハラ事件が起きたときのくだりです。

これはですね事務次官からセクハラ被害を受けていたテレビ局の女性記者がいるということが週刊誌で報じられた。

ところがこの次官はなかなか辞めようとしなかったんですね。

そして政局に迄問題になって、そのときにこの官邸ポリスの方も中ではですね、早く辞めさせる必要があるとこの次官をですね、急ぐためにはまず被害者を特定する必要があるということですね、官邸ポリスが動いて、警視庁が週刊誌の担当記者を割り出します。その週刊誌の担当記者を割り出す方向の問題なんですけれども、この週刊新潮の記者の通話履歴を携帯電話会社に照会するんですね。しかしこの人は何の犯罪にも関わっていないわけです。

しかし、過去にこの記者が薬物に関する記事を書いていたということから、捜査事項書照会をしてそしてこのテレビ局の女性記者と頻繁に連絡を取っているという事実を掴んで、警視庁のセクハラ犯罪の担当の女性刑事、この人も官邸ポリスってということなんですけど、この女性に会って詳しい事情はつかんで、そして官邸の幹部がですね、テレビ局の幹部を呼び出して今日中に事実を認めなければ、官邸の方で事実関係を公表しますよというふうに脅すわけですね。

それに対してテレビ朝日だったと思いますけれども、深夜に会見を開いて、実はこの被害者はうちの社のものでしたというふうに認めた。この話僕はおそらく本当じゃないかと思うんですけども。非常に異常でしたよね。

深夜に記者会見が行われてですね、テレビ局の幹部が深夜に記者会見するってやっぱちょっと尋常じゃないと思ったんですが、こういうことが現実起きていたとすればですね、まさしく週刊誌の記者で政府のいわゆる不都合なことを割り出そうとしてる人の電話連絡状況など、全然犯罪の疑いもないのに調べることが可能な状態になってるということがわかると思います。

ちょっとこの辺は省略しますが、北村さんがですね内閣総理大臣の警察組織という論文を書いています。

これは後でこのレジメの中で読んでいただきたいと思うんですけども、最終的にどういうことを言ってるかという、国家公安委員会というのはそういう余計な中間的な機関ってのは要らなくてですね、警察組織というのは内閣総理大臣のもとにですね、海上保安、麻薬取締、入国管理みたいなものと一緒にですね、治安保安機構を統合していかなければいけないんだと、こういう考え方に立って戦前の内務省の復活ではなくて官邸の元に治安機関を統合していくというそういうことをこの論文の中で提起しています。そういうことも一環として今回のデジタル庁というものがあるのではないかというふうに思うわけです。

今回のこのデジタル庁の特製機関などというのは専修大の白藤先生が法案の条文をよく読んで提言して下さったことなんですけれども、単に国民に対する監視、地方自治体に対する共通仕様の押し付けだけではなくてですね、国家のデジタル統治、究極的な地方を含めた国家統治構造根底から変容させようとしてるんじゃないか。

杉田さん北村さんといったような、警察公安官僚を両脇に置いて内閣総理大臣によるデジタル独裁体制、警察統治国家というものが準備されているようではないかというふうに疑わざるを得ないというふうに私は思っております。

今後の課題ですけども、実は立憲民主党化法案の修正を提案してました。自己情報コントロール権を明示する。個人情報の利用提供先ほど必要性相当性といった部分ですね。これを条件をさらに限定する。

地方自治体のシステム統一についての義務化を見直すこういったことを言っていました。これも非常に重要な指摘だと思いますが、何よりやっぱりこのデジタル庁の異常な位置づけというものを僕は訂正しておく必要があると思います。

デジタル庁内閣ではなくて内閣府に置く。要するに消費者庁や金融庁と同じような普通の役所にするということです。

そしてそのトップは内閣総理大臣ではなくて、特命担当大臣であるデジタル大臣止まりにするべきだ。そして他の機関はこのデジタル庁の行う勧告を尊重しなければいけないというような極端な規定はなくすべきだと思います。

またですね改正個人情報保護委員会というものを徹底的に強化する必要があると思います。

この個人情報保護委員会は行政機関へですね、命令も勧告も、勧告はできますけれどもまさにこの勧告の尊重義務もない。

それからですね、立ち入り調査といったことができないんですよね、立ち入り調査といったこともできないということで、そもそも国の全ての機関と地方自治体そしてあらゆる企業を通すその個人情報を統制している機関が百数十人のような体制できるわけがないので、これは公正取引委員会などに習ってですね、デジタル庁が500人だったら、公正取引委員会の800人ぐらいの規模に拡充していくことが必要なのではないかというふうに思います。

またもう一つですね、特定秘密の指定や、この内閣情報調査室や公安調査庁、そして警視庁の公安、そういったものをですね、規制していくためには、個人情報保護委員会だけではどう見ても僕は非力だと思います。

ドイツやオランダなどにはですね、こういう情報機関に特化した担当機関が作られているんですけれども、そういうものを目指していく必要があるのではないかというふうに思います。ということで個人情報保護をより進めていく、そういうシステムを作っていくこと、そしてデジタル庁を普通の役所に変えさせる。そして個人情報の利活用の要件について厳格化する。そういったことを今後もし組み込んでいく必要があるのではないかなというところで、デジタル庁法案に関する報告については一応これくらいにさせていただきたいと思います。

次に一旦共有を停止させていただきます。

重要土地規制法の話の方に入っていきたいと思います。

ちょっとすいません。

申し訳ありません。

繋げて申し訳ありません。

今日の後半のテーマは重要土地規制法案の話をしたと思うんですけれども、戦前の要塞地帯土地法の拡大災害版だというのが今日の話の結論ですけれども、重要土地規制法とはどういうものかということですが、これ細かく説明している時間ありませんけれども、重要土地というのはですねその注視区域と特別注視区域、重要施設防衛関係施設港湾海上保安庁の施設。

重要インフラ、これは政令で指定するその周辺は約1キロぐらいだと言われてますけれどもそこを注視区域にする。

特に重要なもの特別注視区域にするということで、この注視区域について土地や建物の所有者や賃借人、ここになどって書いてありますが、こういったところに入出入りしてるような人なんていうのも含まれる。

そし所有者、氏名住所国籍など利用状況などを調べていくんだと。

しかしですねどういった事項を調べるかということについて法案の中には書いてありませんから、ここには現況調査とか不動産登記簿とかですね、所有者からの報告聴収なんてことが書いてありますけれども、周りの人に聞き込んでですね、この人はどういう考え方の人ですかなんてことを聞くというような調査も十分あり得るのではないかと思います。

この法案のですね提出 3 月に提案されてるわけですが、二つ源流あってですね、昨年 12 月の自民党の政務調査会で、安全保障と土地法制に関する特命委員会がまとめた提言、これが閣法になったというふうに言われています。

しかしこの法案にはですね、当初連立与党の公明党は非常に強く戦時下を思わせる民有地の規制だということで、強い難色を示していました。

ただ、個人情報に配慮するとか、指定については経済的社会的な観点を留意し、要するに大都会なんかは指定しないようにするようなことでしょうけれども、そういうものを盛り込んでこの提案に同意したというような経緯がありました。

実はですね、こういうこの法案の提出のきっかけは外国の基地周辺、外国政府の外国資本がですね、基地周辺や国境離島で土地をたくさん買ってるとそれは放置できないというような声が実際には自民党議員から出てきてそこはそれで進んだということなんですが、昨年の国会ではですね、実際に基地機能を阻害した事実があるんですかって聞くとまだそんな事実はありませんとはっきり答えてるんですね。

しかしそういうことが起きるかもしれないので、改めて念のためにやる必要があるんですみたいな説明をしています。

実は今年この法案の審議が始まってから質問したときにはですね、政府はなんとそういう事実があるかどうかは安全保障に関わるので答弁を控えますってことで答弁拒否してるんですね。

従ってこれに立法事実があるかどうかということについてはわからない状態で、法案の審議がされているというふうに言えます。

これ今言ったところですね。

5 月の本会議の代表質問では、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島なので、安全保障上のリスクとなるような土地が行われたかというふうに聞いたところ、小此木内閣担当大臣が答弁は適当ではないと。

安全保障上のリスクを回避するために答弁しないと、そういうふうに言ってるわけです。

この本法案の問題点たくさんありますが、重要施設とか生活関連施設とか何なのかってことがまずわかりません。

何でも広がりゆる、確実に含まれると言われてるのは、自衛隊米軍などの基地、海上保安庁の施設、それと原発です。

でも原発以外の発電所や情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道はこういうものも全部入る可能性があります。

何か調査対象者のどういう情報を調べるのかについても政令に委任されてしまっていてですね、どんなことを調べるかわからないわけです。

これはですね、その最終的には刑罰にまで繋がっていく規制なわけですけども、どういうことをしたら、刑罰に触れるかということが法律に明確に定められてない状態になってるというふうに言えます。法案条項の具体的な問題点ですけども、保安の 7 条ではですね、重要施設周辺の土地建物の事業者の個人情報がことごとくが収集することができる。

ここにはですね、職業、日ごろの活動、職歴、活動歴、検挙歴、交友関係、思想信条もこういうものを含まないとは書かれてないですよ。

確かに公明党が要望して個人情報の保護に十分配慮しなければいけないし、必要最小限度のものにしなければいけないと書きましたけれども、こういうのまさに気休めとここに書きましたが、実効性のある歯止めになるとは到底思えないわけです。

また、どういう人が対象になるからって重要施設の周囲や国境離島に住んでいるか、仕事や活動で往来してる人なんですね、ものすごく広範囲な人が監視対象になります。

そして機能を阻害する恐れがあるという非常に曖昧な理由でその行動を規制することができると。

そしてこの規制はその基づく命令に従わなければ懲役を含む、罰則を科すという非常に厳しい規制になっているわけです。

またですね、利用者その他の関係者に情報提供を義務付けてます。本人だけじゃなくてですね、その人の同じ職場に勤めてる人とか、友人とかそういう人を関係者としてですねしたらどういう考え方の人ですかと基地にどういう考えを持ってる人なんですかとか、原発に反対運動なんかしてませんかとか、そういうことを聞く可能性があるということです。

まさにこれはですね、戦前の隣組。その市民を相互に監視させる。これらの地域で市民活動を分断していく意図、密告を義務つけて市民社会をズタズタにしていくそういうことをもたらしかねない法制度になってると思います。

またですね法案の11条によると勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合には、総理大臣が買い取りを求めることができ、命令に従わなければ処罰することもできる。

当然これだったらですね、止む無く買取に従わざるを得なくなるだろうというふうに考えられるわけです。

もうこれはまさにこの重要施設周辺の土地については、事実上の強制収用ができるという形になります。

このことはあまり知られてないことですが、土地収用法ではですね、様々な公共施設道路に使うとかねそういうときのために土地が収用されたりしてきました。

しかし、日本の戦後のですね土地収用法制は、戦前の軍事優先の体制のもとでですね、著しい人権侵害が生じたというそういう反省に立って、この平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍需目的は含めていないんですね。軍事的な必要性から私権を制限するという法案は憲法の前文や9条に反する。そして憲法29条にも反するそういう可能性があると思います。

また権利制限を受ける市民は本来それらの指定や勧告命令に対して不服申し立てができなければいけないわけですがけれども、法案にはそういう不服申し立ての手段がありません。

憲法31条の適正手続き違反になるんじゃないかと思います。

この法案がどういう危険性をもたらすかですけれども何も今までも言いましたけれども膨大な量の個人情報、この基地や原発に関連する地域です、生活する人たちに対して膨大な個人情報が入手され、蓄積され、分析されるということになるのではないかと。

そしてこの収集分析には相当な人手が必要ですね、そういう監視機関はできていく。この情報機関の大幅な拡充機能強化に繋がっていく恐れがあるのではないかと思います。

基地や原発の監視行動、全国の基地には実際例えばオスプレイが飛んでいると墜落してですね、市民の生命が危険であるとか、原発についても放射能が漏れてないかといったようなことを監視している市民団体がたくさんあるわけですね。

米軍機による騒音、超低空飛行。世界中で行われているその軍事行動に米軍がどのように関わっているかこういうことをきちんと監視しなければいけないということで活動していく、そういう活動があるわけですけれども、この長年に渡って取り組まれてきたこの基地に対する監視活動もこれに対して最近非常に厳しい制約が実際に課されるようになってきているというふうに、沖縄基地周辺で活動し、来ておられる市民の皆さんも発言されてます。

レーダーミサイル基地や米軍の訓練場が新たに作られようとしている先島諸島、奄美、種子島でも同じような状況が生じているというふうに言われています。

またですね原発、放送局、金融機関、鉄道、官公庁、総合病院。今回ですね立憲民主党が提案した、提案するとしている修正案などにはですね、水田や農地までも含むべきだとなこと。むしろ規制をもっと広げるべきだというような提案が載ってますけれども、こんなふうに適用対象を広げていくとですね、日本のかなりの部分の住んでいる人たちが監視規制の対象になる可能性があるのではないかと思います。

この点に関しては政府はですね、国会の答弁の中では基地や原発の監視行動は規制の対象じゃないっていうふうに答弁してます。

しかしこれはですね法案の条文からそういうふうに一義的に解釈できるような条文にはなっていません。

従ってその解釈は簡単に変えられてしまう危険性があるというふうに言わざるを得ないと思います。

戦前でですね、秘密保護法制として有名な軍機保護法、そして御前会議などのやりとりを秘密にするということで国防保安法なども作られていたわけですが、もう一つ要塞地帯法というのがありました。

これは基地周辺の写真撮影や、スケッチですね、こういうものまで取り締まるそういう法律制度だったわけですけれども。こういう戦前でのですね、軍事施設に限っていただけだったのですが、今回のこの法案は、重要インフラ設備まで原発などまでこれを拡大してということ、だから拡大再来だというふうに私は言っているわけです。

立憲民主党の修正案の問題からちょっと試してみたいと思うんですが、これはですね、確かにこの罰則を削除するという部分はいいんですけれども、罰則を削除する代わりにですね、政府案にはない代執行制度が提案されています。物件の除却に関わる代執行制度を作ってですね実効性を向上させるんだとむしろ機能を強めようという提案です。

それから公明党が提案して付け加わったですね、大都市圏の適用を緩やかにするという、現代社会的観点からの留意情報というものを削除する。そういう例外を作るべきではないという主張をしておられます。

また、安全保障関連だけではなくて、農地や水源地まで調査範囲に拡大するべきだと、どうしてこういう案件がでてくるかが理解できませんけれども、こういう主張が出ております。まさにこの立憲民主党の修正素案というものはですね、罰則をなくすとしたところだけは評価できますけれども、それ以外はむしろ規制を強化しようとしているということで、私達 NGO が緊急声明で指摘した先ほどから申し上げたような問題点はですね、何一つ解決できていないというふうに言わざるをえないと思います。

この法案についての話をしていくとですね、こういう声を聞きます。

そうは言っても、基地の周辺が外国に買い占められたら大変なことになるでしょうと日本の国防のことを考えたら、そういう法律制度はあって仕方がないんじゃないですかとこういう意見を僕らの周辺でも聞くことがあります。

この点についてちょっと最後に考えてみたいと思うんですけども。

確かにですね、この法案の出発点は外国資本による基地周辺の土地取得を何とか規制したいということだったはずなんです。

この自民党の特命委員会が政府に提出した提言というのはですね、土地の所有者情報を一元的に把握するデータベースを作るとこれを議員立法で作る、そして土地管理のための関連法案を通常国会に出せと言ってるんですが、今回はですねまさにこの調査の部分が、この中から取り出されて立法化されたわけなんですけれども。

外資による土地の取得を直接規制するということはなぜできないのかということなんです。この点に関してですね、昨年暮れに政府の有識者会議の提言にこんなことが書いてあります。

「土地を巡る安全保障上の不安や懸念としては外国資本による土地の取得、利用問題視する指摘が少なくない。

しかしながら経済活動のグローバル化が進展する中、外国資本による対内投資はイノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会創出にも寄与するものがあり、基本的には我が国経済の持続的成長にも資するものとして歓迎すべきだ。外国資本を規制しない」って言ってんですね。今般の政策対応の目的は安全保障の観点からの土地の不適切な利用の是正、未然防止であり、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取り扱いをすることは適切でない。

もっぱら外国資本などのみを対象とする制度を設ければ、内国民待遇を規定したサービス取引に関する国際ルール GATS ルールに抵触するんだとこういうことですね、外資による土地取得自身の規制というものを政府は放棄してしまってるんですね。

そして外国人も日本人も問わず、基地周辺地球に住んでる人は全員監視対象するっていう、全然関係ない、こういう規制を導入しようという法案を出してきてるということなんです。皆さんどう思われるでしょうか、非常に僕はおかしいと思うんですけども。

放送局だってですね外資によってですね 20%以上株を取得させちゃいけないっていうそういう規制をしていてこれが守られてなかったっていうんで大問題になったりしてますよね。しかし、こういう放送局の株を外資が取得しちゃいけないというのがですね、この論理からすると内外無差別原則違反になっちゃうんです。という非常に不思議な論理だと思えます。実際にはですねこの法制度は完全に特定の外国を仮想敵国としてですね、しかしこのこと法の明文に書くことができないから、内外平等に監視対象にするという制度になってるわけです。

非常に倒錯した論理で、必要な範囲をはるかに超えた過度な規制をしている。

で最も必要なことは規制してないという非常に不思議な法律制度になってると思います。今回のですね立法の根拠になっている政府のレポートを見ますと、諸外国の制度はどうなってるかってことが最後にちよろっと出てくるんですが、そこを読むとですねアメリカでは、まさに 2020 年 2 月に外国投資リスク審査現代化法というものの審査対象に軍事施設近傍の不動産の購入が追加されて大統領に取引停止権が付与されたとはっきり書いたんですね。オーストラリア国防法に基づき指定されるエリア内において、建造物の撤去等が可能とされているほか外資による資産取得および企業買収法により外国人が一定額以上の土地の権利を取得する場合には事前許可制の対象としている。

こういうことは可能なはずなんです。

まずはこういうことを検討するべきで、これは GATS 違反で外資は呼び込むべきなんだというふうに言いながらですね、日本国民も外国人も関係なしにですね、基地周辺 1 キロに住んでいる人、ここに入出入りしている人、みんなそれを敵視して、監視対象にしてしまう。こういう制度を提案してくるときはですね、どう考えてもおかしいというふうに言わざるを得ないと思います。

ということで、ちょうどお約束した 80 分になりましたんで、まず私のお話はこの程度にしてご質問を受けたいと思います。

中川： 非常にわかりやすいお話ありがとうございました。

この講演中も質問あげてくださいということはアナウンスしてあって、これより質問の時間に移りたいと思うんですけども今のところ 3 名ほど質問をいただいでいて、多分時間中であと一つ二つぐらいであればできるんじゃないかと思えますので聞いてみたいということがある方は、質問の最中でも構わないのでチャット欄に記入をしてください。ただちょっと時間の関係で、取り上げられない質問も出てくるかも知れません。

ではちょっと早速始めていきたいと思えます。

海渡： お願いします。

中川： 最初の質問ですけれども、重要土地等調査規制法に関連してだと思いましたが、沖縄の基地内地主が再び土地を取り上げられる危険があるように思われますが、いかがでしょうかという質問なんですけれども、お答えをお願いします。

海渡： 今回のこの土地はですね基地周辺の土地なのでですね、基地内の土地、これを現状は基地の中の土地は借り上げてる状態になっていてるんだと思うんですけれども、それを取り上げる直接の根拠にはならないと思いますが、基地内の地主の方々はおそらくその周辺にも土地をお持ちになっていけばそれが繋がってる特徴もありますから、その基地のすぐ外側にあるような1キロ範囲にあるような土地、そういうものについてですね、有識者会議のですね提言などを見ますと、基地周辺のですね、建物の上層階からですね基地を監視しているような行為、こういうものも取り締まりの対象にする必要があるんじゃないかみたいなことが書いてあります。

今の国会での答弁と食い違ってるんですね。そういうような基地の周辺で基地に反対する活動、基地を監視する活動を続けていてそれが基地の機能を阻害する行為だというふうにみなされてですね、それを中止するように、中止しないようであれば国に売り渡せというようなことが起きる可能性というものは、否定はできないというふうに思います。

中川： ありがとうございます。では重要土地等規制法案に関していくつか質問が来ていますので続いてもう一つですね。この法案は外国資本に買い占められても困るへの対応でないことは明白だと思います、

海渡： それはさっき説明しました。

中川： はい、そうですね。しかし同時に、外国云々という言い方では外国人は危ないという排外主義に繋がってしまうことを恐れます。このことについてどう考えたらいいでしょうかという質問だと思いますが、いかがでしょうか。

海渡： なかなか難しい質問ですけれども、結局ですね。僕は今この重要土地規制法についてツイッターなんかでかなり発信してるんですけれども、そうするとかなり多くですね、書き込みというかそういう特定のこの制度を推進しようとしてる人達だと思うんだけども要するに日本の基地、米軍基地周辺が外国に買い占められていいのか、こそれに手を貸すつもりか、そういうふうにして、何てでしょうかね、絡んでくる人たちがいるわけですね。僕は立憲民主党が非常に変な提案を出してきて、自分たちの方がもっとそのための規制を強めるんだみたいな対案を出してきてますよね。

これは全然僕はこの法案の危険性に対する歯止めになってない提案だと思うんですけれども、もうこれに対してやっぱりこれは間違ってる。しかしやっぱり日本国民の普通の日本国民の間にもですね、やっぱり先ほど僕の監視社会化の中でも中国のですね政治体制、中国自

身が非常にその監視社会体制を世界に輸出してるんだっていう話をしましたけれども、そして中国自身が非常にその膨張主義的なその政策をとってるということも、これも否定できないことだと思うんですね。

それはもちろん中国とも僕は仲良くやっていかなければいけないし中国自身がきちんと自由と人権を愛好するその国家になってほしいというふうに願っているし、日本は前の戦争において、その中国の国民に対して非常に大きな被害をもたらしたわけですから、それについては責任も果たさなければいけないわけですけども、だけでも、だからといって日本の国の国防施設の周辺を、外国資本によって買占められたら困るでしょっていうのに対しては、やっぱりそれに必要な対策というのは、僕は取っていいんじゃないかな。

それだけだったら。そういうことはアメリカもオーストラリアもやってるという、それと同じことをやれば済むことなのに、どうしてですね、それをそれだけだったらですね、こういう施設をそして重要インフラまで含めてその1キロ周辺の人、そしてそこに出入りする人まで含めてですね、調査対象にして全て情報を集めようとする、そのこと自身はあまりにもおかしいわけですよ。

この法律がやろうとしていること自身があまりにもおかしいということをはっきり示すためには、もっと普通の他の国もやってるようなこういうことをまずやろうとしないでですね、その外資による土地取得はGATS違反だとか、外資が買うのもいいことだとか言っておきながら、その国民を監視するような制度一方、これだけ網をかぶせてやってしまおうとしているということのちぐはぐさとかですかね、そこまで話をしないときちんとした論争にならないんじゃないかなというふうに思うんですね。

ちょっとそこ中川さんの意見も聞かしてくださいよ、どうですか、対応した方がいいと思う？

中川： 私もお話伺いながら、なるほどと思って聞いていた。

海渡： 要するに、最初ですね、この法律は非常に基地反対運動という趣旨のものだというふうにだけ言った時はものすごいそれは反論が強いわけですよ。

政府が提案している法律の方がおかしいし、立憲民主党が提案してる修正もおかしいってことが、僕の論理で話をすれば、殆どの良識ある市民の方々は確かに変だねとなんでこんな制度が必要なんだろうというふうに変っていくそういう意味で、やっぱりちょっと一歩踏み込むしかないかなというふうに思ってるんですけどね。

これ異論もあるかもしれません。

でもその外資を全く規制しなくていいんだというふうに言うこと自身ではですね、ちょっとその今の日本の市民意識とかですかね、これもだいぶおかしくなってるとも言えますけれども、おかしくなってることの根拠の中に日本国民がおかしくなってるというだけじゃなくて、やっぱりその隣の国のがどんどんやっぱり拡大、覇権国家を目指してるというかそういうふうに見えるそういうことは僕は否定できない部分があると思うんですね。

それに対する一般的な日本国民の心の中にある不安感、そういうものにも答えるような論理でもって、この法案の反対運動を構築しないと勝てないかなっていうの思ってるんですけど。ここは本当に異論があるところで、そういうことを言うのは間違ってるっていうご意見の方もいたら、書き込んでいただければいいかなとは思いますが、でも。

排外主義に繋がってしまうということを言われてる方はまさにそうですね。

けども、僕は排外主義的に言ってるわけではなくて、必要がないのに外国資本が基地の土地を買うってこと自身はやっぱり不合理ですよ。

例えばですけども、新宿区内のですね防衛庁から1キロ以内の一等地を中国資本が買ってそれもそれは普通だと思えるんですよ。

そこに何かを家を建てようとしてるだけのこともかもしれないですよ。そういう意味での公明党が言っていた基地その1キロという範囲の中であっても、大都市地域については、規制の必要はないんじゃないかっていうのはそれはそれなりにわからなくはないんですけども、そもそも外資が取得することそのものを規制すれば済むのに、どうしてそんなの実は、防衛省からですね1キロの範囲だとするとですね人口が100万ぐらいにはなるんじゃないでしょうか。ものすごい数の人が住んでると思うんです。

あの東京都内の中であればですね、そういうところを全部監視対象にするっていうのは、僕はやっぱりおかしいなと思うんですよ。

そのおかしさというものをわかってほしいな。

日本の自衛隊の基地や米軍の基地を全部並べてですねその周辺地域の全部で聞いてみると、きっと沖縄なんかもう全島がその点埋まったと思うんですよ監視区域によってですね、これ完全に沖縄の県民全員を監視対象にしようとしてる法案だというふうに言って間違いはない。

その土地外資の取得を規制するためと言いながら、その県民全員を監視対象の法案を作ることがおかしいっていうことをですね、やっぱり言った方がわかりやすいと思うんですけど。

中川： ありがとうございます。私もちょっと意見をということで、感想ぐらいにしかないので。結論はすごく賛成でその確かに外国人のその外国資本の買い占めを一切許すべきでないという、一切規制すべきじゃないというのか一定の場合には規制はあり得るというのは、どちらもあり得るかなと。考え方としてどちらもあり得ると思うんですけども。それが目的だとしたら調査規制法というのは全く手段として対応してないという感じがする

海渡： まさにそうなんです。法律としての不出来なんです。

そうですね。法の目的とその手段との間に合理的な関連性がないんです。

だからこれは僕は本当に今までの政府におけるですね内閣法制局とか、各省庁のその法案審査の機能がきちんと機能していれば絶対に閣法にはならなかった法律だと思うんですよ。しかも自民党の中でも自民党の政調とか総務会でですね、疑問が続出して通らなかった法案だと思うんです。

公明党は一時期すごくからおかしいって抵抗したんですけれども、やっぱりすごい強い勢いで迫られて、一部の修正だけで通しちゃったということだと思うんですけれどもしかも、我々のようなこの法案の根本からおかしいんだっていうふうに立憲野党の中心である立憲民主党が断ち切らなかったわけですね。

立憲民主党のあの党内の部会ではですね、我々と同じような意見もかなり強く主張されたようです。

そういう意見も続出したというふうに聞いていますけれども、部会長一任とかいうんですね。こういう案が一応決まったような形になって、与党側に提出しているという進め方にも僕は納得いかないですね。

中川： ありがとうございます。ちょっとそこに関連してお答え重複してしまうかもしれませんが、どうぞ質問が来ていてそもそもそのそういう何かよく訳のわからない対案を出してくれる立憲民主党っていうのは、どうなっちゃってるのかという質問でその調査規制法のことでもそうだし、デジタル庁関連にしても一部については賛成したりということと、同じ人からのもう一つの質問で、デジタル庁関連法案はなぜたくさん束ねて提案されたことになったのかその背景などを知りたいということだと思いますが、この点もお願いできますでしょうか。

海渡： 大変難しいんですけれども、実を言いますと、僕らはこのデジタル庁のですね法案をめぐっては野党の皆さんにずっとお願いに行っていてですね、法案の審議の結果、国会の議事録なんか見てもらえれば、立憲民主党の先生方はですね非常に論点をきちっとですね、捉えていい質問をたくさんしてくれています。

そういう意味では問題点を明らかにするという形での質疑をされたんですけれども、そのデジタル庁の問題点というところについてはですね我々が立てているこれはデジタル独裁に繋がるという部分については、なぜかそうそういう意見にはならなかった。

この点も、なぜ金融庁や消費者庁と横並びといけないのかっていう意見は立憲民主党の中にもあったんですよ。

実際そういうことを言ってくださった人もいたんですけども、その部分は、このデジタル庁法案については反対しないっていうふうに決まっちゃったんです。

整備法とかですね、あと共通仕様、地方の仕様共通化とかですねそういうところについては反対の意見になりましたけれども、法案の一部について賛成、一部について反対というちょっとよくわからない対応になってしまいました。

どうしてそうなったのか僕もよくわかりません。

今回ですね、重要土地規制法についてもこの法案の問題点を指摘して、意見書などを作って立憲民主党に持ち込んでいたわけなんですけれども、当然我々と同じような観点からこの法律に反対しようというふうに考えてくださってる議員の方々もたくさんいます。

我々と同じような意見もその党内の部会などでも話が出たというふうに聞くんですけども、なぜかこういう先ほど僕が説明したような修正案。確かにですね、罰則をやめさせるといふところだけは僕らと一致できると思うんですけど、だけど他の点については非常に首をかしげてしまうような不思議な案が出てきて、異論あったにもかかわらずそれで決まったことにされてしまってる。ちょっと踏み込んで言うんですけど、自民党という政党は少し前、10年ぐらい前はですね、総務会とか政調でですね、たった1人の人が反対しただけでも座長一任は取り付けられない。

国会に1人1人が拒否権を持ってるぐらいのそういう非常に民主主義的に運営がされてました。

その点も最近変わってきちゃってて、自民党自身が反対意見が出ててもですね、遮二無二にその反対意見を無視して進めるような政党に変わってきてしまってますけれども、それと対抗しなければいけない立憲民主党も、結局のところですね、党内でまっとうな反対意見が出てるのに、その意見を無視して結論を決められてしまう。

そこに僕は非常に危機感を持ちます。

例えばなぜ起きてるのかということまでは僕にはわかりません。

わかりませんが、この国会であった出来事でもう一つ思い出すのは、入管法改正案ですね。入管法の改正については、途中からすごい大きな反対の意見が出てきて若者が国会の前でずっとスタンディングしてこの法案は認めないという頑張ってくれた。そういうこともあってですね立憲民主党はもう廃案するしかないってことで頑張ってそれを実現しましたよね。

そういう意味では、我々の反対の声自身が弱い、それに乗っても選挙にプラスにならない、だからこれには乗らないとかそういう判断をされているんじゃないかなど。

そういう意味では僕らが一生懸命反対の声を強めてですね、これがもう本当に国民の半分を上回るような人たちの意見になってるということを示すことができれば、状況は変えられるのかもしれない。

だからあんまり野党の一角を強く責めるよりは、我々の反対の意見を多くの市民に広げていくという形でやるしかないのではないかなっていうふうに思っています。

中川： ありがとうございます。あと先ほどちょっと来てた質問で、デジタル化法は、

海渡： 東ね法案ね、非常にはっきりしているのは、例えばその個人情報保護法案の対応法案作っちゃった時だってこれ何国会もかかったわけですね。

今回それはもう大改革をして、公的な機関、地方自治体まで含めて全部個人情報保護委員会の監督下に置こうってことですから大改正なわけですよ。

これ、この一つの部分だけをとっても、いくつもの国会をまた審議を続けていってもいいぐらい重要な法案だったと思うんです。

だけでも省庁作る、そしてそのITの共通仕様化を図る、そしてそれに対するその監督システムも変える、そしてそれこそ整備法なんてのは何十本もあるようなそれぞれの法律の中でですね印鑑を必要とするかどうかみたいなところを全部変えるとかですね、そのものすごく法案だけでもこれぐらいの分量があるようなそういう凄まじい内容にして、それはむしろ審議できなくする。

まともな審議をできなくするために、それだけの大きなものを作って出した。だからもう急いでそれを作ったために、とんでもない間違い何十ヶ所も起きてですね、法案の資料を作り替えしなくちゃいけなくなった。

そういう意味で、その国会の機能が十分果たせなくなる、その目的のためにこれだけ多くの法案の束にして出したんじゃないかな。そういう意味の民主主義の破壊ですよ。

国会の民主的なチェック機能を上手く働かせなくするための策略だったんじゃないかというふうに僕は感じてます。

中川： ありがとうございます。ありがとうございますというお礼メッセージが来ています。

あのね他にもちょっと取り上げたいと思います。ちょっとその順番通りに取り上げられない

海渡： 重要なものから言ってください。

中川： 何が重要か難しいですとですね。例えばですね、あのデジタル庁法案について、一旦この情報収集のルートを確立してしまったら、今後仮に政権交代があって法案が廃止されたとしても、日本版のKGBはそのシステムを手放さないのではないかというような、あとはシステム構築の業者と癒着してバックドアを仕込んだりする恐れはないのかという種々なかと思うんですけどあんですが、

海渡： いい質問ですね。少なくともですね、こういうの監視システムっていうのは政治体制が大きく変わるのはなんですかねことがない限り崩れないですよ。

有名なあの東ドイツのシュタージっていうのがありましたけれども、あれは東ドイツという国が消滅して初めてその活動の全体像が後になってやっと、わかったわけですよ。

そういう日本だって実は特高警察とかですね、憲兵とか、こういうシステムの中でどういうことが行われたかなんていうのは、日本が戦争に負けて、特高警察がなくなったのっていうのは1945年の10月4日なんですけどね。

10月4日にGHQの指令によって全員首になった。それによって組織の実態というものは明らかになった。

だから今回の出来ようとしているシステムの実態というものです。

そんな簡単には明らかにできないですよ。

だけでも、僕はその政治体制なんていうんでしょね、今の体制をひっくり返すっていうんじゃないくて、その民主主義的な監視システムというものであって、システムの内部が見えるような状態にしてコントロールしていく。

実際にドイツとかオランダとかです進んだヨーロッパの国々では、この情報機関の内部にどんな情報が蓄えられてるかまでです、きちんと見て、そこにやりすぎてることがあったらそれを修正させるというようなそういう権限を持った機関が出来てです、現実に活動して、そしてそういう組織の長にはです、民間にそれまで民間と言ってもITじゃなくて民間の市民運動です。

我々のようなそのプライバシー保護のために活動しているような、日本で言うと情報公開クリアリングハウスなんてありますよ。

愛知の方にはオンブズマンとかおられるんじゃないと思うですよ。そういうところで頑張ってる人たちがこの監視システムの中に入って、現実に立ち入り調査して、そこでのそのデータベースの中身を見せろと言ってです、このデータベースは間違ってるじゃないかってなことができるそういうシステムをつくることによって、行き過ぎた監視国家化っていうものを、歯止めをかけていく。

アメリカの場合はです、もうアメリカのシステムの場合は、その特定秘密に指定された情報が一定の年限を経たらです、自動的に公開されていく。

公開してです、それをネット上に公開してしまうんです。

一旦秘密指定されたものは、20年、25年後10年という年ではあるんですけども、年数が経つと明らかになる。確かにアメリカは秘密国家だというふうに言われてますけれども、一旦秘密になったあの資料を、その最終的には市民に見える状態に変えていくっていうことにもものすごく力を注いでるんです。

そのことによって、そのアメリカのCIAだとかNSAとかそういう機関がどういう活動をしているのかリアルタイムではわからないけれども20年とかそういうタイムラグでは何をやってたのかがわかっていく。日本はそれができてないですよ。一旦、秘密になったものを明らかにしていくっていうシステムができてない。

だからこれから、先ほど今後の課題っていうことで申し上げましたけれども、個人情報保護委員会を強化するっていうことと、一旦秘密になった情報を明らかにしていくシステム、それから情報機関に特化した

監督システムを作っていくとかそういうことをです、本当に真剣に取り組まなくちゃいけない。日弁連ではだいぶ前からそういうことは非常に強く言っていて、国連なんかからもそういう勧告が出たしてるんですけども、それを本気になって実現していくべきじゃないかなというふうに思ってます。

中川： ありがとうございます。

ちょっとこれはね、難しい質問かもしれません。今回のあのデジタル化法といいますのは、台湾の法律とはどう違うのでしょうかという質問がきています。

海渡： なるほど。

あのですね、これおそらく台湾のデジタル大臣の方がね、とても感じがいいですね。

彼女と言っているのかなオードリータンさん、トランスジェンダーの人のようなんのようにですけども、台湾というのはですね、デジタル化っていうのはやっぱりヨーロッパに似ていてですね、確かにデジタル化を進めることによって、コロナのウイルスの蔓延とかですねそういうものに対して、例えばわかりやすい例で言うとみんなにマスクが行き渡るようにそれぞれの薬局でですね1人1個ずつ、その配布するとかそんなこともパパッとやりましたよね。それだけじゃなくて検査とかいろんなことにそういうものは使われてるんだと思うんですけども、この個人情報をその特定された目的のために使ってそして一定期限がきたらそれはすぐ廃棄してしまう。要するに情報何でも集めてそれは後で悪用してやろうじゃなくてそして市民がその国を信用できる。

蔡英文さんとかオードリータンさん見てたらですね、やっぱり日本の安倍さんや菅さんとは違いますよね。

この人は本当に市民の為に安全のために働いてるっていうふうに思える。

そういう目的のために情報をそのITを通じて集めて、そして特定の目的に従ってそれを使ったらそれはもうそ、あの用が済んだらすぐそれを廃棄してしまう。

そこが根本的に違うと思います。

集めた情報をですね、市民をコントロールする監視するために使うために全部蓄えていくっていうのと、デジタル的な情報集めるけれども、必要なことが終わったら全部それはもう廃棄してしまうというのでは、もっと全く違うわけですよ。

そして市民と政府との間に、民衆主義のあり方とかに関してきちんとした信頼関係があるかどうかですね。

蔡英文さんの再選される直前にですね、絶対に台湾はその香港に対してですね、中国政府がやってるようなことこういうことは認めないっていうか監視社会を絶対拒否するっていうことを強く言ってですね圧倒的な支持を集めたわけですけども、そういう市民の自由を守るっていうことをはっきり掲げていてね、しかしその必要な情報はその必要なだけ提供してくださいって言われる中でIT化を進めるっていうことは、やっぱり僕は根本的に違ってるとおもいます。

中川： ありがとうございます。

今きている中では最後の質問にしたいと思いますが、これ複数の方から来ていまして、一つはこれはちょっとあの形式的なことです。デジタル庁法案の施行時期はいつになるんでしょうかと、いつ頃になる予定でしょうかということと、あと、次の質問は、複数の方から来ていて重要では非常に重要なとは思いますが、このように一度できた法律を廃するために市民はどういうことをしていけばいいのでしょうかというご質問で2点で、申し訳ないんですけども、

海渡： この法律のですね、施行時期は非常にバラバラだと思います。本当に何十本という法律の束になっていてですね、デジタル庁自身がいつできるかその中で、地方のIT化とか時間かかるだろうと思うんですね。

それは法律の中に全て書き込まれてると思いますけれどもちょっとそこはすぐに思い起こして言える状態じゃないんですけれども、それぞれの法律によってバラバラであるということをもまず言えると思います。

それと今後のことですけれども、今日僕が言いたかったこともですねこの法律案をその本当に危険な状態にしてしまうのか。

やっぱりその危険を現実のものにならないで食い止められるかっていうのは、やっぱり市民がこの法律の適用過程について興味を持ち、政府の動向を監視する。やっぱりおかしいことがあったらやっぱりおかしいじゃないかっていうふうに声を上げるっていうそれができるかどうかだと思うんですね。

やっぱり僕は非常にちょっと嫌だなと思ってるのは、このデジタル監視法案にしてもこの重要土地規制法案にしてもですね、なんかやばそうな問題でこういうものに反対してるとのちのち何か不利益を受けるんじゃないかみたいなですね、そういうことも考えて黙ってしまってる人がいるんじゃないかなというふうに感じます。

そういうそれはまさにそれがこの法律の狙っていること、その目的としてることで市民を萎縮効果によってですね、黙らせてしまうということが目的だろうと思うんですね、けども、少なくとも日本はまだ民主主義国家ですね、何か自分の意見を表明しただけで処罰されてしまうとかそういう状態にはなっていないはずですね、それはやっぱりその状態を保つためには、きちんと市民が意見を言い続けるってことが重要ですよ。

まずは意見を言う自分の意見を持ち、自分の意見を口に出して言う、できたら街頭に出ていう。そういうようなことはできている状態を保つためにはやっぱりそういう表現の自由を行使するってことはすごく重要だと思うんですね。

だから、デジタル庁の問題についてもですね、そのもうできちゃったから諦めるとかじゃなくて今日は駄目駄目なことばかり言いましたけれども、少なくとも今まで公的機関の個人情報の保護に関してはですね総務省が監督するってことになってたんです。

総務省が監督するなんて全然意味がないですよ。

けど個人情報保護委員会が監督することになった。個人情報保護委員会は一応その著名な行政法の先生とかいてですね、おそらくここはこれから人員がずいぶん補充されるだろうと思います。

この個人情報保護委員会が機能的に活動できるようにしていくことによって、かなり歯止めをかけることはできると思うんですね。

そして、例えば、今の個人情報保護委員会が非力だとしても、政権交代を行って、それこそですね、日弁連のこの関係で活動してるスターですけど三宅弘先生みたいな話ね。

彼は政府の委員やってたこともあるわけなんだから、立憲野党が政権とったときにはですね個人情報保護委員長になってもらう候補者じゃないかなと僕は思ってんだけど、そういう人が委員長になればですね、それこそ、どんどんそういう情報機関の中にも乗り込んでいってですね、変なことが行われていないかですね、ちゃんと説明してくださいってことをやってくれると思うんですね。

そういうことが僕はまさに次の衆議院選挙がもうあるわけでそれによって、すぐに一旦できた法律を全部なくしてなくしてしまうとかですねそれはできないとしても、その例えば個人情報保護委員会のトップを変えるより効率的な活動をさせるようにするなんてことは十分可能なあの獲得目標になりうると思うんですね。

やるべきことはたくさんあって、諦めないで、活動を続けるしかないんじゃないかな、ちょっと月並みですけども、私はそう思っております。

中川： ありがとうございます。

本当におかしいことにきちんと声を上げていくということや、その法案が仮にあるとしてもきちんと監視していくような制度を整えていくということが非常に大事なかなと思いました。長時間、講演や質問へのご丁寧な回答にありがとうございました。

海渡： 最後に一言お礼の挨拶していいですか。本当にこういうですね、非常に少し難しいテーマで、僕の話も聞きづらかったかもしれませんが最後まで聞いてくださった皆さんに心から感謝をいたします。この種の問題ですね、本当に一般の市民の方から見るととてもわかりにくい要素があるだろうと思いますし、なんとなく触れると、ちょっとやばいんじゃないかななんて思ってますね、足が遠のいてしまうというところあると思うんですけども、やっぱり愛知でずっと秘密保護法や共謀罪に取り組んでこられた皆さん、こういう形で会を開いてくださって本当にたくさんの方がですね、今日も聞いてくださったということ心から嬉しく思います。東京でもまた頑張ってくださいまして、応援していただければと思います。

どうもありがとうございました。

中川： 会場のお顔は見えませんが、何人からありがとうございましたという声や政権交代も絶対必要ですねという声だとか、というような意見声が出ていますのであの会場の方や質問いただいた方、コメントいただいた方、本当にありがとうございました。

これにちょっと講演と質問は終了にさせていただいて、最後に今日の愛知の会の共同代表であります浜島さんから閉会のご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

浜島： 聞こえてますかね。

大丈夫ですか。

海渡先生どうもありがとうございました。

私達秘密法と共謀罪に反対する愛知の会は秘密法と共謀罪にずっと反対してきて今、こんにちに至っています。最後の海渡先生の話じゃないですが、秘密法と共謀罪はもうすでに出来上がっていますが、私たちは、それでも声を上げ続けている。

それがまだ秘密法や共謀罪が実質的に発動されていないで、何とか踏みとどまっているという現状を伝えている。

一翼というところまでいってるかわかんないですけど少しでもそういう力になれるのかなというふうに思います。

で、私たちの会が、今回、デジタル関連法、デジタル監視法と、それからこの重要土地規制法案に関して学習会を開くべきだとそしてそれを私たちの会として反対の先頭に立つべきだということを申し上げて今回の会議を開いたわけですが、海渡先生の話によってですね、なぜそれをすべきかということが明確になったのではないかなというふうに思います。私たちが秘密法共謀罪に反対するそれは、私達の自由を奪われる監視国家によって私たちが自由に息することすら躊躇するような、そういう社会が、今まさに訪れようとしているんだ。それを阻止するために私たちは反対するんだということでこの会の活動を続けてまいりました。デジタル関連法案であったりそれから重要土地規制法案であるというのは、まさにそのような監視社会化をさらに一步押し進めるそういう危険性のある法律である。

だからこそ私達がやっぱり反対しなければならないということが、今日の話で明確になったのではないかなというふうに思います。

冒頭にも少しご案内申し上げましたが、5月30日お昼から東別院会館において私達、秘密法と共謀罪に反対する愛知の会が主催者の一つとなってですね、講演会とデモ行進を久しぶりに行おうというふうに今のところ思っています。こういうご時世であります、内田さんチラシですか。チラシが出ればすいません。画面にアップしてくださいと。

喋り続けますね。

まさに今日お話したように私達の会としてこの緊急集会でも行おうと思ったのは、今海渡先生から詳しくお話をいただいたように、このデジタル監視法と重要土地調査規制法案というのがですね、まさに監視国家化をさらに推し進める法案であると。

そしてそれは戦争に向かう道を、そういう道を作ってしまうそういう法案になりかねないんだという思いからです。5月30日日曜日お昼から、東別院会館において私達の会のちょっと前までの共同代表、世話人会じゃなくて何だっけ、相談役をしていただいている中谷雄二弁護士に講演をいただいて、その後デモ行進をしたいというふうに今のところ予定をしています。

多数の方にご参加いただきたいと思っています。ぜひお集まりください。よろしく願います。

今日はどうもありがとうございました。海渡先生改めてお礼申し上げます。

ありがとうございました。

ご参加いただいた皆さん、どうもありがとうございました。

以上で終わります。失礼いたします。

中川： 何点かちょっと形式的なことでありますが、ご案内したいと思いますですね、まず今回の学習会の録画というものを愛知の会ですHPがございますので、そこにそのアップしますので、都合とかで見れなかったという方については是非ブログ上の動画を見ていただけたらなあと思います。もう一つですね、明日以降アップする予定だということです。ねもう一つですね、今回の改悪を参加費無料ということで無料でご参加いただいているんですが、会の運営にももちろんその様々な資金が必要になってきますので、もし協力していただけるよという方はですね、チャット欄にあの振り込み先がですね挙げられていますので、ゆうちょ銀行の口座ですねここにカンパなどをいただくと大変ありがたいなと思います。今回ですね、140名の方、多くの方にご参加いただけたということで、本当にありがとうございました。

5月30日の集会もぜひお越しください。本日は誠にありがとうございました。